

令和7年度青森県「原子力災害医療に関する研修」業務仕様書

1. 目的

原子力災害時において、安定ヨウ素剤の緊急配布場所等において配布責任者となる者、避難退域時検査場所等において避難退域時検査要員となる者、県内原子力災害拠点病院又は原子力災害医療協力機関にて被ばく傷病者等の対応をする医療従事者等の育成を目的として、原子力災害医療活動に従事する県内関係機関職員を対象とした実践的な研修を実施する。

2. 対象者

- (1) 原子力災害対策重点区域内市町村の防災担当者
- (2) 警察及び消防機関職員（原子力災害対策重点区域内の者を優先）
- (3) 原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関職員
- (4) 県型保健所及び市型保健所の原子力防災担当者

3. 開催時期及び場所

- (1) 開催時期 令和8年3月13日までの適切な時期に基礎研修、実践研修（避難退域時検査・簡易除染）、実践研修（安定ヨウ素剤等）、実践研修（医療機関の対応）の計4コースを開催する。

- ①基礎研修 : 1か月程度 ※1
- ②実践研修（避難退域時検査・簡易除染） : 1日程度 ※2
- ③実践研修（安定ヨウ素剤等） : 1日程度 ※2
- ④実践研修（医療機関の対応） : 1日程度 ※3

※1 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が運営するeラーニングにより行い、令和7年11月6日までに少なくとも1か月程度実施し、研修認定手続き及び研修修了証の交付手続きを行う。

※2 可能な限り令和7年11月6日までに実施することとする。それまでに実施できない場合は、発注者に相談のうえ開催日を決定する。

※3 原則として令和8年2月18日に青森県立中央病院において実施することとする。

- (2) 開催場所

(1) ②～③は青森市内での開催とし、受講者の便宜及び研修内容を勘案した適切な施設を選定する。また、(1) ④は青森県立中央病院での開催とする。

4. 内容

- (1) カリキュラム

以下の①～④に記載の項目を取り入れることを原則とし、内容の変更等が生じる場合には、発注者と協議すること。

- ①基礎研修

講義：原子力防災体制、放射線の基礎、放射線の影響、放射線防護、汚染検査・除染、安定ヨウ素剤、避難退域時検査、避難と屋内退避の支援 等

※国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が提供するeラーニングシステムを使用することを基本とする。

②実践研修（避難退域時検査・簡易除染）

実習等：避難退域時検査、簡易除染 等

③実践研修（安定ヨウ素剤等）

実習等：安定ヨウ素剤の効能・効果、相談対応 等

④実践研修（医療機関の対応）

実習等：医療機関の対応、処置室の汚染拡大防止措置、装備の着装、除染処置等

（２）資機材等

各コースで必要となる資機材等の手配については、発注者と別途調整の上、進めることとする。

５．人数

①基礎研修	申込者全員
②実践研修（避難退域時検査・簡易除染）	２０名程度
③実践研修（安定ヨウ素剤等）	２０名程度
④実践研修（医療機関の対応）	２０名程度

６．受講者へのアンケート

今後の研修実施の参考とするため、受講者に対して、研修内容に関するアンケートを実施するとともに、結果のとりまとめを行う。

なお、アンケート項目については、事前に発注者と協議のうえ、決定すること。

７．報告書

実施報告書は、講義及び実習についてとりまとめ、令和８年３月１３日までに２部提出する。

また、実施報告書の提出にあたっては、受講者名簿、研修資料、アンケート結果等を添付する。

８．その他

（受注者に求められる条件）

- ・青森県の原子力防災体制及び原子力災害医療体制の実情等を熟知していること。
- ・基礎研修については、研修開催責任者を設置し、講義ごとに受講者の出欠を確認し、研修を管理させること。研修開催責任者は、受注者内に常駐し、原子力災害医療に関する研修の講師経験があり、研修前後に質問に適切に対応できる十分な知識を持っている者とする。
- ・実践研修（避難退域時検査・簡易除染）及び実践研修（安定ヨウ素剤等）については、これまでに国又は道府県からの事業において、同様の研修を実施（受注）した実績があること。
さらに、講師は受注者内に常駐し、研修前後に避難退避時検査・簡易除染、安定ヨウ素剤等についての質問に適切に対応できる十分な知識を持っている者とする。
- ・実践研修（医療機関の対応）については、これまでに国又は道府県からの事業において、原子力災害時の被ばく傷病者等の医療対応についての研修を医療機関において実施（受注）した実績があること。
さらに、講師（医師１名、看護師１名）は受注者内に常駐し、研修前後に原子力災害時における医療機関での対応についての質問に適切に対応できる十分な知識を持っている者とする。とともに、研修期間中は研修場所に常駐でき、かつ、同様の研修の講師経験等があること。

- ・国及び他道府県における原子力災害医療体制等の最新の状況を把握していること。
- ・この仕様書に定めのない事項や疑義の生じた事項等については、発注者と受注者とが協議しながら進めること。